

# 神通川国有林の地域別の森林計画書

(神通川森林計画区)

(変更)

(令和7年12月変更)

計画期間  
自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 14年 3月 31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和8年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

# 目 次

## II 計画事項

### 第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
(3) 実施すべき治山事業の数量	

## II 計画事項

### 第5 計画量等

#### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工地区数	うち前半 5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
富山市	205・206・207・213・214, 226・229	4	2	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
魚津市	54, 55, 56, 58・59・60	5	5	溪間工, 山腹工	
黒部市	25	1		溪間工, 山腹工	
上市町	127・128, <u>129</u> , 130～132, 133・134, 134・135	9	7	溪間工, 山腹工, その他	
立山町	137・138	1	1	溪間工, 山腹工	
朝日町	6, 11・12, 18	3	3	溪間工, 山腹工, その他	
計		23	18		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。